４　教職員給与制度企画専門官は、地方公務員である教育関係職員の給与に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調査、指導及び助言に当たる。

５～７　［略］

（生徒指導室及び進路指導調査官）

第二十六条　［略］

２　［略］

３　生徒指導室に、室長並びに生徒指導調査官三人（うち二人は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、いじめ・自殺等対策専門官三人及び児童虐待防止対策専門官一人を置く。

４～７　［略］

（専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官及び新技術教育推進専門官）

第三十八条　［略］

２　専門職大学院室は、次に掲げる事務（総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　専門職大学院並びに専門職大学及び専門職短期大学（以下この項において「専門職大学院等」という。）における教育の振興（組織及び運営に係るものを除く。）に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二　専門職大学院等における教育のための補助に関すること。

三　専門職大学院等における教育の基準の設定に関すること。

四　地方公共団体の機関、大学その他の関係機関に対し、専門職大学院等における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

五　教育関係職員その他の関係者に対し、専門職大学院等における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

３～７　［略］

（大学病院支援室並びに企画官、薬学教育専門官、看護教育専門官、介護福祉人材育成専門官及びがん医療人材育成専門官）

第三十九条　医学教育課に、大学病院支援室並びに企画官、薬学教育専門官、看護教育専門官、介護福祉人材育成専門官及びがん医療人材育成専門官それぞれ一人を置く。

２～９　［略］

［項を削る。］

（企画官、国際企画専門官及び国際連携推進専門官）

第四十一条の二　［略］

２　［略］

３　国際企画専門官は、参事官のつかさどる職務のうち大学及び高等専門学校における教育の振興に係る国際文化交流の振興に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。

４　国際連携推進専門官は、参事官のつかさどる職務のうち大学及び高等専門学校における教育の振興に係る海外の大学等との連携の推進に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

［項を加える。］

４～６　［同上］

（生徒指導室及び進路指導調査官）

第二十六条　［同上］

２　［同上］

３　生徒指導室に、室長並びに生徒指導調査官三人（うち二人は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）並びにいじめ・自殺等対策専門官及び児童虐待防止対策専門官それぞれ一人を置く。

４～７　［同上］

（専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官及び新技術教育推進専門官）

第三十八条　［同上］

２　専門職大学院室は、次に掲げる事務（総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　専門職大学院における教育の振興（組織及び運営に係るものを除く。）に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二　専門職大学院における教育のための補助に関すること。

三　専門職大学院における教育の基準の設定に関すること。

四　地方公共団体の機関、大学その他の関係機関に対し、専門職大学院における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

五　教育関係職員その他の関係者に対し、専門職大学院における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

３～７　［同上］

（大学病院支援室並びに企画官、薬学教育専門官、看護教育専門官、介護福祉人材育成専門官、がん医療人材育成専門官及び地域医療人材育成専門官）

第三十九条　医学教育課に、大学病院支援室並びに企画官、薬学教育専門官、看護教育専門官、介護福祉人材育成専門官、がん医療人材育成専門官及び地域医療人材育成専門官それぞれ一人を置く。

２～９　［同上］

10　地域医療人材育成専門官は、地域医療に携わる人材の養成のための大学における教育に係る専門的事項についての企画及び立案並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

（企画官、国際企画専門官及び国際連携推進専門官）

第四十一条の二　［同上］

２　［同上］

３　国際企画専門官は、大学及び高等専門学校における教育の振興に係る国際文化交流の振興に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。

４　国際連携推進専門官は、大学及び高等専門学校における教育の振興に係る海外の大学等との連携の推進に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。